

答 申 第 1 0 1 号
(諮 問 第 1 0 2 号)

令和 4 年 (2022 年) 1 月 28 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 2 月 18 日付け鎌総第 3026 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）7月2日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「植木剪定材処理に関して処理事業者が令和2年に提出した顛末が記載された文章全て」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）7月15日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる箇所は公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）7月2日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「植木剪定材処理に関して処理事業者が令和2年に提出した顛末が記載された文章全て」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、「植木剪定材堆肥化等業務委託（単価契約）契約の指摘事項に関する顛末書」を対象文書として特定し、令和2年（2020年）7月15日付け鎌倉市指令ご減第23号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年（2020年）7月16日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）7月16日付けで提出した審査請求書及び同年8月25日付けで提出した反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なか

ったので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 本件請求に対して公開された顛末書(以下「顛末書」という。)は条例第6条第4号のアからオには該当しない。

イ 本件処分は条例第1条の条例の趣旨に反し、不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和2年(2020年)8月11日付けで提出された弁明書、同年9月11日付けで提出された再弁明書及び令和3年(2021年)9月3日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 公開した顛末書は市の受託者が作成し、提出した文書であるが、顛末書の記載内容について、受託者内部でどの程度、共有されているかは不明である。また、本件に関しては受託者の内外に複数の関係者が存在しており、これらの関係者が顛末書の記載内容を認識しているかは不明であることから、当該記載内容と異なる顛末を事実として認識している可能性もある。このような状況において顛末書の内容を公開すると、関係者が証拠書類を破棄する等、本件についての正確な事実を解明することが困難となり、市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。
- (2) 顛末書が公開されると、真偽が確認されていない情報が拡散し、受託者及びその関係者の社会的信用・名誉が不当に害されることになり、市の委託事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、令和2年に委託先事業者から提出された、鎌倉市から委託を受けた植木剪定材堆肥化等業務に関する顛末を記載した文書である。

本件対象文書について、実施機関は条例第6条第2号及び第4号に該当するものとして一部公開決定を行っているが、同条第2号の該当性については、審査請求人はこれを争わない。そこで、

本件対象文書について同条第4号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第4号該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第4号に該当するとされた部分については、鎌倉市が締結した植木剪定材堆肥化等業務委託契約に係る契約実施状況に関し、鎌倉市が指摘した事項に対する、委託先事業者からの詳細な経緯、弁明等の報告内容が記載されていた。これらの情報を一般に公開することとなれば、今後、委託先事業者が、契約上の義務を怠った事実等が公にされることで、当該契約を解除され、又は自らの社会的評価や信用が低下することを恐れ、内部の調査により判明した事項を記載せず、又は形式的な記載に留めるようになるおそれがある。その結果、実施機関が委託先事業者の契約の実施状況を確認するに当たり、委託先事業者から必要な情報を得られず、事実関係の適切な把握が困難となり、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、委託先事業者の具体的な報告内容ではなく、公開されたとしても、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第4号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
植木剪定材堆肥化等業務委託（単価契約）契約の指摘事項に関する顛末書	
1 ページ 7 行目から 9 行目	1 文字目から最後まで
2 ページ 1 行目	1 文字目から最後まで
5 ページ 3 行目	1 文字目から最後まで
6 ページ 8 行目から 10 行目	1 文字目から最後まで

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 7 / 2	行政文書公開請求書が提出される
7 / 1 5	行政文書一部公開決定通知書送付
7 / 1 6	審査請求書が提出される（処分庁：ごみ減量 対策課 審査庁：総務課）
8 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
8 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
9 / 1 1	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
1 2 / 1 6	口頭意見陳述を実施
3 / 2 / 1 8	審査会に対し諮問
9 / 3	第 127 回審査会で審議
1 0 / 1	第 128 回審査会で審議
1 1 / 5	第 129 回審査会で審議
1 2 / 3	第 130 回審査会で審議
4 / 1 / 2 8	答申（答申第 101 号）